

平成30年12月19日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋委員	平成29年の法改正により、小中学校に配置できることになった共同学校事務室の特徴は何か。
教職員課長	効率的及び効果的な事務処理体制の構築や事務職員の資質の向上を目的とした制度で、設置者である市町村教育委員会が規則内で設置できることや、共同学校事務室には事務を取りまとめる室長を配置できるといった特徴がある。
高橋委員	設置は各市町村の判断によるが、配置を進めるべきと考える。任命権者である県の姿勢や基本的な考え方はどうか。
教職員課長	法改正を受け、7回にわたり、各市町村の考え方や学校現場の実態を含めて新たな共同実施の在り方を検討してきた。その中で、県教育委員会としては、モデル校での実施を進めながら学校事務の連携、協働について検討したいと考えている。
高橋委員	平成30年3月に特別支援教育推進プランという5年間の計画ができた。また、その前には、25年に特別支援学校再編計画が策定されているが、いずれも従前からの課題である盲学校や聾学校の生徒数の減少に伴うあり方の検討、建物の老朽化の問題の解決は進んでいないのではないかと。現状をどのように認識しているか。
特別支援教育課長	特別支援学校については、分校整備など、当面の課題であった知的障がいの学校整備を優先的に進めてきたため、指摘のあった長期課題の対応が遅れてきた。視覚障がいや聴覚障がい教育は、生徒数は減少しているが、無くしてはいけないものと認識している。現在は、各学校の専攻科について、より良い教育の内容や専攻科のあり方について、学校ごとに検討している。寄宿舎の効率的な運用については、利用者が少なくなってきた現状にあるが、利用者の動向を注視していきたい。また、老朽化への対応については、上山高等養護学校の校舎について、平成30年度から2年間で方向性を出すこととしており、現在検討を進めている。
高橋委員	長期的課題である寄宿舎や施設の整備は、計画から2年先送りになっているが、平成31年度に方向性を示すことはできるのか。
特別支援教育課長	再編整備の残された当面の課題として、置賜地区の就労コースの設置や西置賜地域の中高等部の併置分校の設置等がある。児童や生徒の教育課程、通学区域、児童生徒数を一体となって考え、米沢養護学校のあり方として検討していく必要があると考える。そのため、整備のあり方、改築する場所、教育内容等について、保護者、学校関係者、学識経験者等からの意見聴取を目的に、米沢養護学校のあり方検討部会（仮称）を年度内に立ち上げ、準備をしていきたい。 また、長期的な課題としての校舎の老朽化が進む上山養護学校、山形盲学校の改築についても、検討部会を年度内に立ち上げ、具体的な検討を進めていきたい。
高橋委員	課題解決に向けた具体策が示されなければ、保護者も不安になる。長期的な課題は、平成31年度に方向性が明らかにされると考えて良いか。

発 言 者	発 言 要 旨
特別支援教育課長	それぞれの部会で、意見を聴取しながら、また教育委員会としての考えを示しながら、方向性を明らかにしていきたい。
高橋委員	教育関係施設における障がい者雇用の現状はどうか。
総務課長	<p>県教育委員会における障害者雇用率は、平成30年11月1日現在2.42%であり、法定雇用率を達成している。</p> <p>総職員数約9,400人のうち、除外率を踏まえた算定基礎職員数7,047.5人に対し、障がい者としてカウントできる人数は、重度障害を2人とカウントした後で170.5人、2.42%となっている。</p>
高橋委員	法定雇用率は最低ラインである。県教育委員会として学校施設に障がい者雇用を増やしていくのか。また、増やすとすれば、どういう目標を立てて進めていくのか。
総務課長	<p>6月時点で法定雇用率の目標値を達成できなかったこともあり、法定雇用率を超える目標を設定することは難しいと考えるが、県教育委員会としては、今後、障がい者雇用を進めていきたいと考えており、2つの方法を考えている。</p> <p>一つは、業務を厳選した上で、非常勤職員のポストを障がい者に振り替えていくこと。もう一つは、小・中学校に配置されているスクールサポートスタッフを県立高校まで拡大していくこと。スクールサポートスタッフは、教員の働き方改革にもつながるため、財政当局の理解が得られれば、現在、県立高校に校務補助員として27人配置されているが、これを増やしていきたいと考えている。</p>
高橋委員	障がい者雇用を増やしていく努力を続けていくことが大切である。多数の障がい者が働く職場は、健常者の仕事を単に引き継ぐのではなく、仕事内容を分析しながら障がい者の雇用を作っている。教育現場で障がい者を雇用することで子ども達が障がい者に接することにもつながり、教育にプラスになると考える。是非、障がい者雇用を増やす努力をしてほしい。
高橋委員	医療的ケアを要する児童や生徒の現状及び看護師の配置状況はどうか。
特別支援教育課長	特別支援学校8校に41人の対象児童生徒がいるが、これに対し、18人の看護師が対応している。
高橋委員	配置されている看護師の多くは臨時職員であるが、課題についてどのように捉えているか。
特別支援教育課長	国の補助事業を活用し、平成15年度から看護師を配置している。より多くの看護師を配置し、児童生徒の実態に合わせた医療的ケアに努めてきた。看護師の身分は非常勤職員で、児童生徒が学校にいる6時間を勤務時間としている。
高橋委員	非常勤職員の場合、勤務時間に制限があり、医療的ケアの実施や準備に時間を確保できない等の理由から、他県では、教員の定数を使って、常勤講師として雇用しているところもある。医療的ケアを要する児童生徒数の傾向も含めて、看護師の体制整備をどのように考えるか。

発 言 者	発 言 要 旨
特別支援教育課長	他県の状況を調査しているが、県教育委員会で、看護師を正規職員として採用している例は少なく、採用には高いハードルがあるものと認識している。一方で、他県では勤務時間や勤務形態について、様々な取組みをしているため、より良い看護師配置になるよう本県でも研究していきたい。
高橋委員	例えば、ゆきわり養護学校と隣接するこども医療療育センターでは、生徒児童に対応する看護師が分かれており、現場では困惑しているところがあると聞く。同じ県の組織であれば、同じ人が対応するなど、より良いやり方があるのではないかと。
特別支援教育課長	ゆきわり養護学校では、18人の児童生徒に対し、7人の看護師で対応している。また、18人のうち、こども医療療育センターに入所している児童生徒は10人いるが、この児童生徒に対しては、こども医療療育センターの看護師が対応している現状である。
高橋委員	こども医療療育センターの看護師が、ゆきわり養護学校でも対応してもらえれば、財源的にも助かる部分はあると思うので、今後の対応について、検討してほしい。
高橋委員	県として、医療的ケアを安全に行うために、ガイドラインの整備を進める必要があると考えるがどうか。
特別支援教育課長	看護師の配置については、支援事業の実施要綱を定め、学校に示している。また、医療的ケアを安全に行うために、支援事業の実施要領を定めるとともに、各学校でも学校の実態に即した要領を定め、安全体制を整え取り組んでいる。
高橋委員	現状はそうかもしれないが、ガイドラインを策定する必要性はないのか。
特別支援教育課長	要領の中には、医療的ケアを安全に行うための内容等について詳しく記載されているが、他県のガイドラインの策定状況について研究したい。
平委員	県の障がい者雇用について、採用や配置の今後の方向性が見えてこない。法定雇用率を満たすために、単に各職場に均等に人を配置すれば良いというものではない。今般示された障がい者採用試験の就労条件が、知的・精神・身体といった障がい種別を外したり、自力通勤の項目を削除するなど、緩和されたことは良いことだと思うが、障がい者が挫折しないように、誇りを持って働くことができるような職場環境整備が必要と考えるがどうか。
総務課長	<p>障がい者雇用における職場の配慮について、まず、県教育委員会における障がい者雇用として、教員選考試験における障がい者枠、知的障がい者の非常勤職員雇用及び県立高校における校務補助員の配置、特別支援学校卒業生の職場適応を図るステップアップ雇用という3つの事業を実施している。知的障がい者雇用については、現在、養護学校に3人、県立図書館に1人、総務課に1人配置されている。</p> <p>職場の配慮として、総務課に配置された職員や校務補助員の例では、それぞれの職場で担当者や教員等が一つひとつ指示を出しながら仕事をしてもらっている。また、ステップアップ雇用では原則、母校で指導を受けることから、どの職場でも一定の配慮がなされていると考えている。今後、非常勤職員の業務を十分厳選した上で、障がい者雇用に振り替えていきたいと考えており、本人が挫折感を味わうこと</p>

発 言 者	発 言 要 旨
平委員	<p>がないよう注意して進めていきたい。</p> <p>特別支援教育を通して得た障がい者就労支援に関するノウハウを活用するために、県庁内部で議論をしたり、県の採用担当部局に伝えていくべきと考えるがどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>今までの活動を通して得たノウハウを県の障がい者雇用にいかに関結び付けていくか、また、どのように活用できるかについて機会を捉え伝えていきたい。</p>
平委員	<p>働き方改革で部活動が制限される一方で、もっと部活動をさせたいと考える保護者もいる。部活動には様々な考え方があがるが、県としてどのような指針を打ち出すのか。</p>
スポーツ保健課長	<p>部活動については、教育的意義の高いものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の養成といった好ましい人間関係の形成等に非常に大きく寄与し、教育課程との関連を図り、学校教育の一環として実施されてきた。しかしながら、少子化、また部活動の過熱化などにより、従来の運営体制では持続が難しい状況にある。このことから、国では平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。部活動自体は意義ある教育活動として大切にしながら、活動の在り方については、少子化や教員の負担軽減の側面などから、これから検討されるべきところである。従来の学校か地域かという二者択一ではなく、これからは地域との協働・融合した形での部活動について、先行事例も踏まえ、現在策定を進めている方針に盛り込んでいきたい。</p>
平委員	<p>子どもに様々な機会を与えることができる地域スポーツを作り出していくことが大切だと考えるがどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>地域との連携は、非常に重要な視点と捉えている。従来、少子化への対応として、他校との合同チーム編成による大会出場を進めてきたが、これからの部活動を考える上で、先行事例として、学校に設置されていない部活動を地域の拠点校に設置し、複数校の生徒が集まり活動を行い、大会には合同チームで参加する。また、地域のクラブに参加し、大会には学校で出場する。活動自体、地域のクラブと一体化して行っているなどの地域との融合事例もある。部活動の位置付けとの関連もあるが、このような先行事例なども研究しながら、部活動と地域との融合の在り方について検討していきたい。</p>
平委員	<p>交差点の事故の要因として、前方不注意があるが、一方で、横断歩道が見えやすいように整備することも重要である。横断歩道の整備についてどう考えるか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>横断歩道は定期的に点検しており、随時塗り直し等を行っている。また、横断歩道の設置場所については、現場を点検しながら適切に判断している。あわせて交通標識も定期的に点検し、随時補修している。さらに、必要に応じて道路管理者に対しても路面表示や看板掲示を依頼し、事故防止対策を行っている。</p>
平委員	<p>法律上、横断歩道を渡ろうとする人がいれば、車は停止することが定められている。歩行者も、横断歩道を渡っていれば、車は停止するものだと思っているが、自</p>

発 言 者	発 言 要 旨
参事官(兼) 交通企画課長	<p>分の命を守るという視点で考えれば、法律だけではない対応も考える必要があると考えるがどうか。</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（J A F）が実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査2018年」によると、本県は、7.6%である。このため、県警では、取り締まりや広報啓発を強化している。特に、夜間は歩行者が見えにくく、発見が遅れて事故になることが多いことから、夜光反射材の着用の普及や場所によっては横断歩道の幅を広くすることで、見えやすくなるよう対策を行っている。</p>
森谷副委員長	<p>横断歩道を渡ろうとする歩行者がいた場合、車が停止する必要があるのは、歩行者が手を挙げている場合か、それとも、横断歩道に立っていれば止まる必要があるのか。</p>
参事官(兼) 交通企画課長 森谷副委員長	<p>横断歩道で手を挙げていなくても横断者がいれば、車は停止する必要がある。</p> <p>降雪時、特に市街地では、横断歩道が雪で覆われ見えなくなる。代わりに標識を設置するなど、対策が必要と考えるがどうか。</p>
交通規制課長	<p>横断歩道の標識設置については、運転者視線を考慮し見えやすい所に設置したり、スピードが出やすい道路では、大型の標識を設置しながら対応している。</p>
佐藤(藤)委員	<p>登下校時間帯に交通指導員がいるが、交通指導員の中には、旗をかざせば車は当然止まると思込んでいる人もいると聞く。実際に、旗をかざして横断歩道の前に出たら、車に衝突されたという例もあると聞く。交通指導員の認識についても、指導が必要ではないか。</p>
参事官(兼) 交通企画課長	<p>車が停止したことを確認してから、子どもを誘導することが不可欠となる。このような指導方法については、今後検討していきたい。</p>
森谷副委員長	<p>信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率が7.6%というのは、かなり低い。運転者への取締りや広報啓発に加え、歩行者側にも、渡ろうとする時は手を挙げてもらうように、呼びかけてはどうか。</p>
参事官(兼) 交通企画課長	<p>県警では、平成29年から、横断する意思表示として手を挙げるよう歩行者に対する呼びかけも実施しているが、今後も引き続き実施していきたい。</p>
森谷副委員長	<p>特別支援学校に通う子どもの保護者から、送迎が大変であるため、学校の近くに転居したという話を聞いたが、県では、送迎に要する時間は、何分くらいまでが適当と考えるか。</p>
特別支援教育 課長	<p>特別支援学校への通学は保護者等の送迎が基本となっている。望ましい時間について過去に議論したことはない。</p>
森谷副委員長	<p>障がいを持つ子どもが移動に耐えうる時間を適切に把握し、地域の中で教育環境を整えることは重要である。送迎のあり方に係る所感はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
特別支援教育課長	子どもたちの通学方法については、各学校と情報交換し、保護者や子どもたちの通学の状況や負担について、議論してきた。時間を含めた送迎のあり方については、今後検討していきたい。
森谷副委員長	冬季間、学校まで遠い生徒の登下校を保護者が送迎している事例が多くなっている。しかし、送迎できない家庭もあると考えるため、共通の交通手段を与えるべきと考えるがどうか。
澁江教育次長	安全安心を考えれば、できれば公の交通機関による登下校が望ましいと考える。学校によっては、タクシー券を支給しているところもあると聞かすが、まずは、市町村の見解を聞いていきたい。
森谷副委員長	市町村が所管であり、市町村が判断していくことにはなるが、県でも通学方法に関する調査を行うなど、対応が必要ではないか。
澁江教育次長	安全安心が確保されることが第一で、それに伴い、市町村の工夫が生まれてくるものとする。調査については、設問が難しいが、内容を吟味し問を精選して有効な調査ができないものか考えていきたい。
森谷副委員長	県内における外国語指導助手（ALT）の人数はどうか。
義務教育課長	市町村に少なくとも1人配置されており、平成29年度の市町村のALTは、90人いる。
森谷副委員長	市町村に1人だけのところもあるのか。
義務教育課長	1人だけの市町村もある。しかし、ALTは平成28年度と比較して10人増えており、少しずつ増えてきている。
森谷副委員長	小学校の場合、教員は英語だけを教えているわけではない。新たに英語を教えることに伴う教員の負担増加について、どのように捉えているか。
義務教育課長	今年度から新学習指導要領の移行期間に入り、小学校3年生以上の学年で実際に外国語活動の授業を行なっているが、今年度初めて外国語活動の授業を行う教員もあり、どのように授業をすれば良いかわからない、といった声も届いている。
森谷副委員長	授業を見学した際に、電子黒板を使用していた。電子黒板の普及状況はどうか。
義務教育課長	普通教室での普及状況は、小学校で16.6%、中学校で17.4%である。
森谷副委員長	実際に電子黒板を使用している現場では、電子黒板の評判が良い。積極的に普及を図ってほしい。
森谷副委員長	ALTは、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）で派遣されているようだが、90人全てがJETプログラムにより派遣されているのか。

発 言 者	発 言 要 旨
義務教育課長	90人中59人がJETプログラムから派遣されており、その他は、英語教育を行う派遣会社や市町村による直接雇用によるものである。
森谷副委員長	県費による支援の状況はどうか。
義務教育課長	ALTに対する県の支援は行なっていないが、専科教員の配置という形での支援を行っている。
森谷副委員長	英語教育に対し、今後山形県が目指すべき姿を持っているのであれば、支援のあり方を検討してほしい。
義務教育課長	まずは、2020年度の新しい学習指導要領の全面実施に向けた取組みを推進していきたい。
森谷副委員長	県内における暴力団の数はどうか。
組織犯罪対策課長	3団体7組織あり、約130人いる。記録が残る昭和36年以降、最少となっている。ピークは38年の約1,210人で、現在は、ピーク時の約11%まで減少している。
森谷副委員長	みかじめ料とは何か。また、みかじめ料縁切り同盟の現状はどうか。
組織犯罪対策課長	みかじめ料とは、暴力団がその威力を示して、その縄張り内で営業する店から、用心棒代などの名目で徴収する金員のことを言う。みかじめ料縁切り同盟は、みかじめ料等の不当な支払要求を受けやすい飲食店の経営者等が連携して支払いを拒否し、反社会的勢力との関係を遮断することを目的に結成された団体である。平成21年当初は14店だけだったが、30年11月末現在では、31同盟3,896店まで拡大している。
森谷副委員長	暴力団の住宅への入居等に係る条例上の取扱いはどうか。
組織犯罪対策課長	県内の公営住宅の場合、入居の際に、暴力団員ではないことを要件とする条例が整備されており、暴力団員は入居できない。民間の賃貸住宅は、暴力団員の入居を制限する条例や規程等はないため、入居を望まない貸主は、賃貸契約条項に反社会的勢力でないことの確約を設けて、これに反した場合は、契約を解除するとして、暴力団員の入居を拒否する取組みがなされている。ただし、暴力団事務所として使用する場合は、平成23年8月に施行された「山形県暴力団排除条例」により、不動産の譲渡等又はその代理等をする者の責務が規定されている。その中で、暴力団事務所として使用することを知っていながら、譲渡等の契約、代理・媒介をした場合は、公安委員会が調査や必要な勧告をできるとされ、勧告に従わない場合は、公安委員会が公表することができる。
森谷副委員長	警察では、暴力団が入っているマンションの相手に対して出て行くよう呼びかけや働きかけは行わないのか。
組織犯罪対策課長	かつて、代表者や組長宛にマンションから退去するよう要請書を発出したが、出て行かない現状にある。このため、官民一体となる暴力団排除アピール集会や市民

発 言 者	発 言 要 旨
<p>能登委員長</p> <p>競技力向上・アスリート育成推進室長</p>	<p>大会を開催しマンション付近において、シュプレヒコール等を行っている。</p> <p>本県のアスリート育成の現状及び東京2020オリンピックへの本県出身者の出場可能性はどうか。</p> <p>オリンピックメダリスト輩出活動支援として、平成30年度、競泳の小関選手や新体操の国井選手など個人11人、2競技団体に支援している。また、ドリームキッズの育成事業も10年目を迎え、全国、世界で活躍する次世代のアスリートが育っており、JOCエリートアカデミーに本県から8人が選抜されるなど、今後の活躍が期待される現状にある。なお、東京2020オリンピックに向けては、本県にゆかりのある選手5人の輩出と1人以上のメダリスト輩出を目標に、支援している。</p>